

せいり ばんごう 整理番号	4-3-3	そうだん 相談レベル	3
ぶん ぐい 分類	ざいりゆう しかく てつづき 在留資格 & 手続き		
こう むく 項目	がいこく じん とうろく しょうめいしょ 外国人登録証明書		
ない よう 内容	とうろく じこう ていせい 登録事項の訂正		

1 想定される質問の背景

○ 外国人登録申請に際して間違った名前や生年月日で登録してしまった。

2 基本的な質問と回答

相談者 間違った名前と生年月日で外国人登録してしまったのですが訂正できますか？

回答者 交付された外国人登録証明書の身分事項に誤りがある場合は、住んでいる市区町村に登録事項訂正申立書と出生証明書などの訂正を立証する資料を提出することにより、訂正してもらえます。なお、氏名、生年月日、国籍、性別の訂正の場合、パスポート、写真(4.5cm×3.5cm)2枚、今もっている外国人登録証明書が必要です。

相談者 結婚して苗字が変わった場合にも訂正できますか？

回答者 外国人登録後の、結婚、離婚、養子縁組などによる氏名の変更は、訂正申立ではなく、変更登録申請を行う必要があります。

⇒ 変更手続が必要な場合 4-3-5へ

3 派生する質問と回答

相談者 偽造パスポートで外国人登録したのですが、本当の氏名に変えることはできますか？

回答者 その場合、訂正や変更はできません。虚偽の申請として、外国人登録法第18条第1項第2号により、1年以下の懲役もしくは禁固または20万円以下の罰金に処せられます。弁護士と相談することを勧めます。

⇒ 横浜弁護士会 13-8-1へ

4 基礎知識

どんな場合に間違った名前や生年月日で外国人登録する可能性があるのか？

パスポートを持たずに出国した難民の場合、迫害を恐れて本当の氏名を名乗っていないかったり、現地の状況で生年月日があいまいであることがあり、間違った氏名や生年月日で外国人登録される場合があります。決して、本人の不注意ではない場合があることに注意しましょう。

メモ欄
